

## 9 事故・災害等が発生した時の対応

### (1) 「事故等報告書」の提出について

自らが交通事故その他の事故又は事件等の当事者となったとき、及び自ら若しくは保証人や保護者等が火災、風水害等により被災したときは、速やかに「事故等報告書」を本部棟1階事務室（教務学生課）に提出してください。様式は、本部棟1階事務室①番窓口前のキャビネットにあります。

### (2) 学内で事故があったとき

学内で事故に遭った場合や、事故を目撃した場合は、直ちに本部棟1階事務室（教務学生課）（時間外の場合は、守衛室Tel 24-2200）に連絡してください。

### (3) 交通事故を起こしたとき

事故を起こしたときは、事故状況の確認、被害者の救護、危険防止、警察への連絡等冷静に必要な措置をとり、直ちに本部棟1階事務室（教務学生課）へ（時間外の場合は守衛室に）連絡してください。また、速やかに「事故等報告書」を本部棟1階事務室（教務学生課）に提出してください。

本学学生による交通事故が多発しており、その中には重傷・長期入院に至るケースも発生しています。ひとたび事故が起きると被害者・加害者を問わず、本人の学業に支障が出るばかり

I 学生生活を  
送るにあたって

II 学生生活

III キャリア支援

IV 学生相談

V 国際交流

VI メディアセンター

VII 専任教員紹介

VIII 大学概要・  
教室等配置図

IX 浜田市内マップ

でなく、家族にとっても精神的・経済的に多大な負担が生じます。学生のみなさんは、交通事故を起こさないよう、自動車・バイクの運転には細心の注意を払い、慎重な運転を心がけてください。